

(証券コード8226)

平成30年6月28日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿一丁目26番2号

株式会社 理 經

代表取締役社長 猪 坂 哲

第61回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第61回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報 告 事 項
1. 第61期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容及び連結計算書類監査結果を報告いたしました。
 2. 第61期(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)計算書類報告の件
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決 議 事 項 議 案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。
変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

変 更 前	変 更 後
<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. <u>電子計算機および周辺機器、各種計測機器、電気通信機器、試験機器、理化学機器、医療機器、印刷機器、工作機器、半導体およびその製造装置、各種時計ならびにその部品、材料の輸出入、販売、製造、保守、賃貸</u>2. 火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物の輸出入ならびに販売3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類の輸出入ならびに販売4. 電子計算機に関するソフトウェアの開発、研究、製作、受託、<u>コンサルティングならびに輸出入、販売</u>5. 建築工事の企画、調査、設計、監理および請負業6. <u>プレハブ建築物およびテントの輸出入、販売</u>7. <u>自動車、その他輸送用機器、器具の輸出入、販売</u>8. <u>可導式落下傘および機材の輸出入、販売</u>9. <u>救命・救助用具および機材の輸出入、販売</u>10. 損害保険代理および一般貨物自動車運送	<p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 電子計算機、電子機器および精密機器の企画、開発、製造ならびにこれらの機器およびその材料・部品・周辺機器の輸出入ならびに販売2. 火薬品、工業薬品、医薬品、毒物、劇物、<u>塗料および防衛装備品の輸出入ならびに販売</u>3. 鉄鋼、非鉄金属、鉱石類およびこれらの加工設備の輸出入ならびに販売4. 電子計算機に関するソフトウェア、<u>人工知能およびロボットの企画、開発、研究、製作およびこれらの受託、輸出入ならびに販売</u>5. 建築および電気通信工事の企画、調査、設計、監理ならびに<u>施工</u> (削 除)6. <u>車両、航空機、船舶その他の輸送機器、飛翔体、宇宙機器およびこれらの関連機器の輸出入ならびに販売</u> (削 除)7. <u>医療・介護・救命・救助用搬送装置およびこれらの関連機材の輸出入ならびに販売</u>8. 損害保険代理業および一般貨物自動車運送業

変 更 前	変 更 後
<p>11. <u>不動産の売買・賃貸、株式への投資および運用</u></p> <p>12. <u>電気通信工事の企画、調査、設計、監理および請負業</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>13. <u>前各号に付帯する一切の事業</u> (新 設)</p>	<p>9. <u>不動産の売買および賃貸ならびに金融商品への投資および運用</u> (削 除)</p> <p>10. <u>防災・安全に関する機器・設備、防災情報システムおよび有害物質処理設備、水浄化設備その他の公害対策設備の輸出入ならびに販売</u></p> <p>11. <u>農水畜産物の加工設備および食料品の輸出入ならびに販売</u></p> <p>12. <u>デジタルコンテンツの企画、立案、製作、輸出入および販売</u></p> <p>13. <u>通信回線による情報の転送および情報処理サービス</u></p> <p>14. <u>前各号に係る導入、保守、リース、レンタルおよびコンサルティング業</u></p> <p>15. <u>人材派遣業および各種業務受託</u></p> <p>16. <u>前各号に付帯する一切の事業</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第28条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u></p>

変 更 前	変 更 後
<p>第28条～第34条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第35条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第29条～第35条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p>第37条～第40条 (現行どおり)</p>

以 上

